

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地震・津波による被害

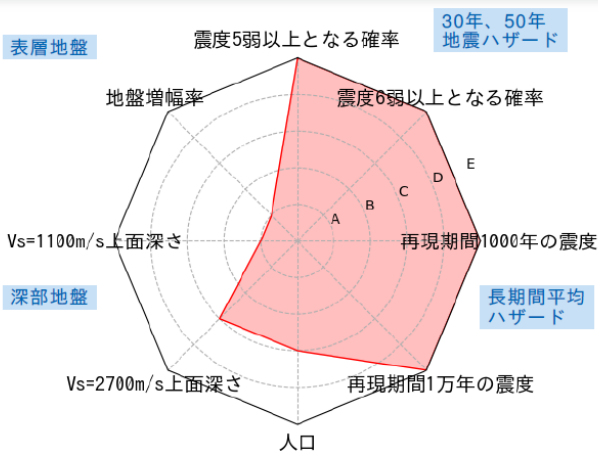
J-SHIS（地震ハザードステーション）の地震ハザードカルテ 2024 年基準によると黒潮町付近において震度 6 弱が今後 30 年間で発生する確率は 70.6%、震度 6 強においては 25.4%となっている。最大深度 7 という強い揺れによる建物や設備への被害が想定されることに加え、町内の一部では最大津波高が全国一の高さとなる 34.4m、海岸線への 100cm の津波到達時間は最短で 8 分、浸水面積（1cm 以上）は 1,221.72ha（町総面積の 6.5%、可住地面積の 30.0%）という厳しい数字が予想されており、町内の大部分において甚大な被害が起これと予想される。



地震ハザードカルテ 2024年基準

	メッシュコード	中心緯度、経度	住所	標高	メッシュ内人口
	4933402034	33.0240N,133.0047E	高知県幡多郡黒潮町入野 付近	18m	0～50人

総合評価



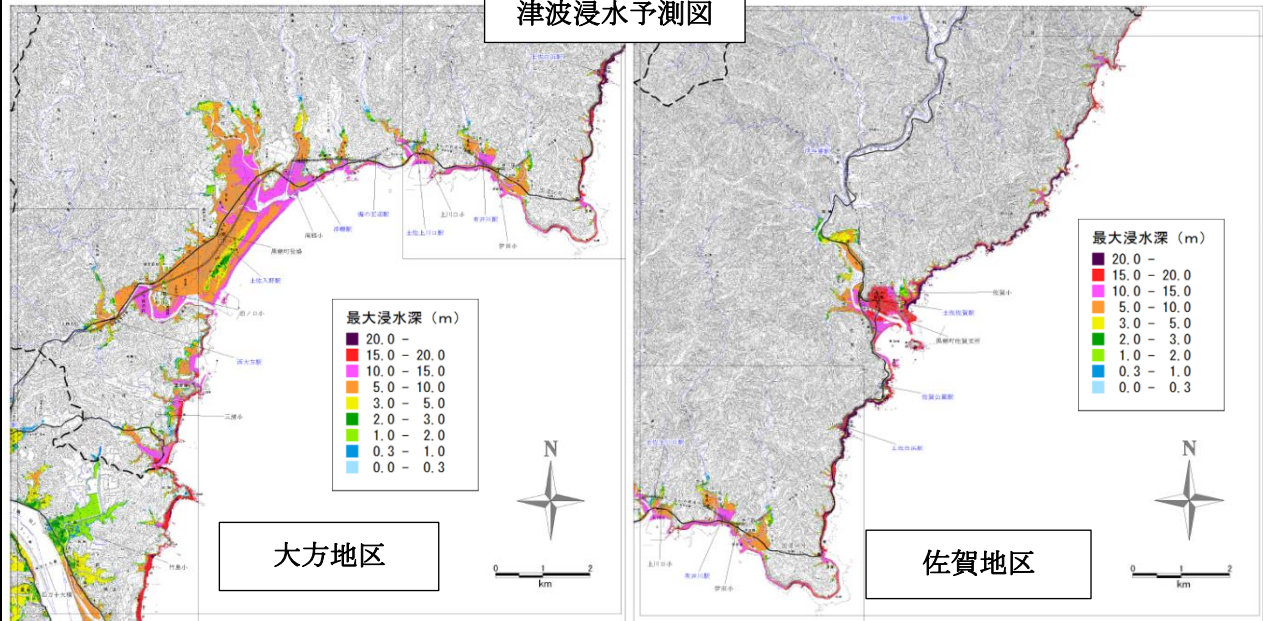
ランクA～Eの詳細は<https://www.j-shis.bosai.go.jp/karte-manual>をご覧ください。

30年、50年地震ハザード

超過確率の値[%]		震度5弱		88.9
		震度5強		79.5
		震度6弱		70.6
		震度6強		25.4
今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	30年	3%	6強(6.3)	
		6%	6強(6.2)	
	50年	2%	6強(6.4)	
		5%	6強(6.3)	
今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	30年	10%	6強(6.2)	
		39%	6弱(5.9)	
	50年	3%	134.4	
		6%	119.6	
地表面の最大速度の値[cm/s]	30年	2%	146.9	
		5%	127.9	
	50年	10%	112.8	
		39%	78.8	

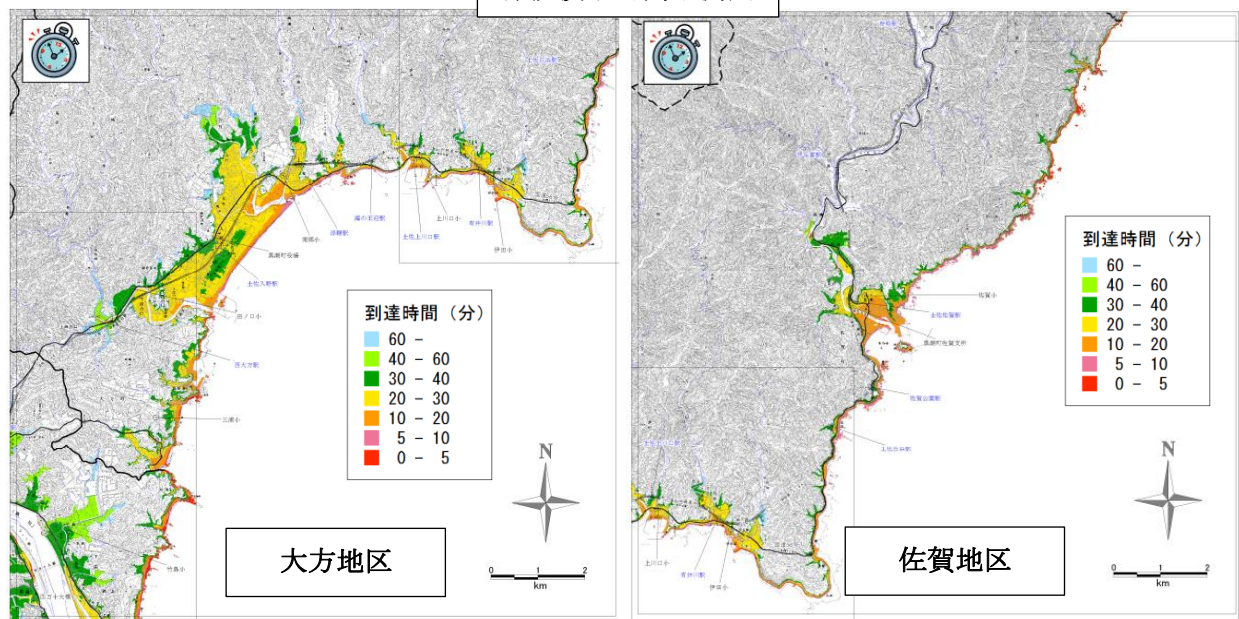
J-SHIS（地震ハザードステーション）地震ハザードカルテ 2024 基準より抜粋

津波浸水予測図



出典：高知県南海トラフ地震に備えるポータルサイト

津波浸水時間予測図



出典：高知県南海トラフ地震に備えるポータルサイト

■ 建物被害の想定結果

被害状況	津波レベル	被害の要因					合 計
		液状化	揺れ	急傾斜	津波	火災	
全壊棟数 焼失棟数	L1（冬、18時）	10	620	10	550	110	1,300
	L2（基本、ケース⑤、冬18時）	20	2,800	30	3,600	200	6,600
半壊棟数	L1	80	2,300	30	1,100	—	3,500
	L2（東側、ケース⑨）	90	3,000	30	550	0	3,700

※四捨五入の関係で数字が合わない場合がある。

※L1とは比較的発生頻度の高い津波、L2とは、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波をいいます。

※地震動については基本ケース、東側ケース、西側ケース、陸側ケースの4パターンから最大値となるケースを設定しました。津波については、国（内閣府）が推計した11ケースのうち高知県内に与える影響が高いと考えられる6ケースの中で最大値となるケースを設定しました。

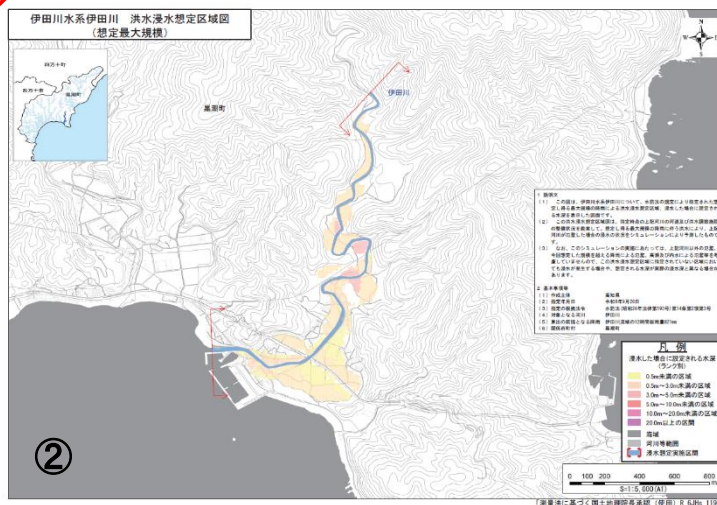
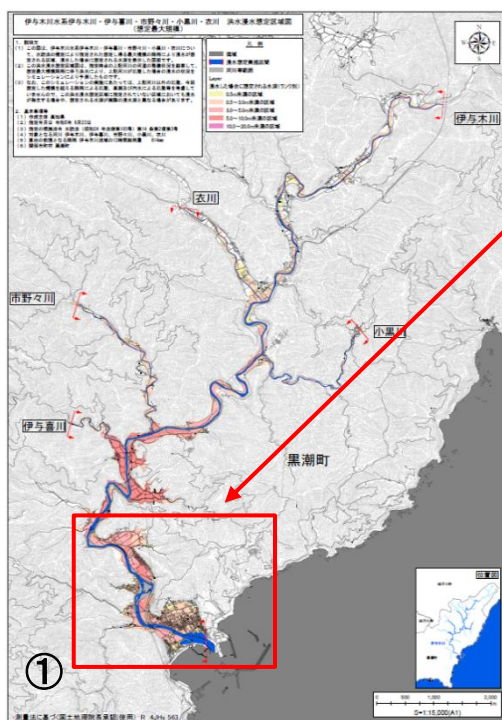
出典：黒潮町地域防災計画より

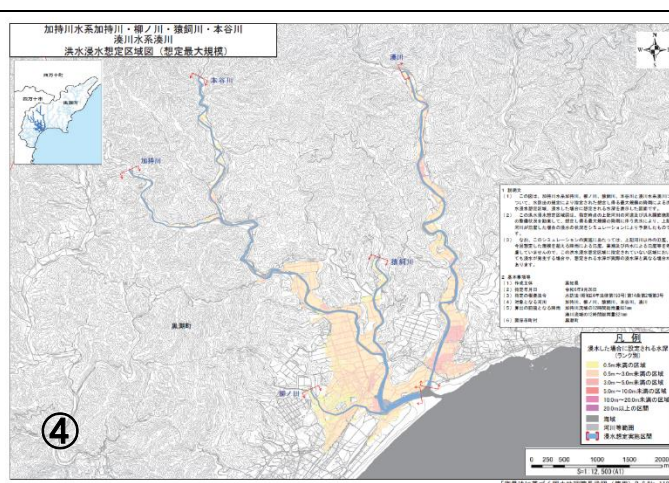
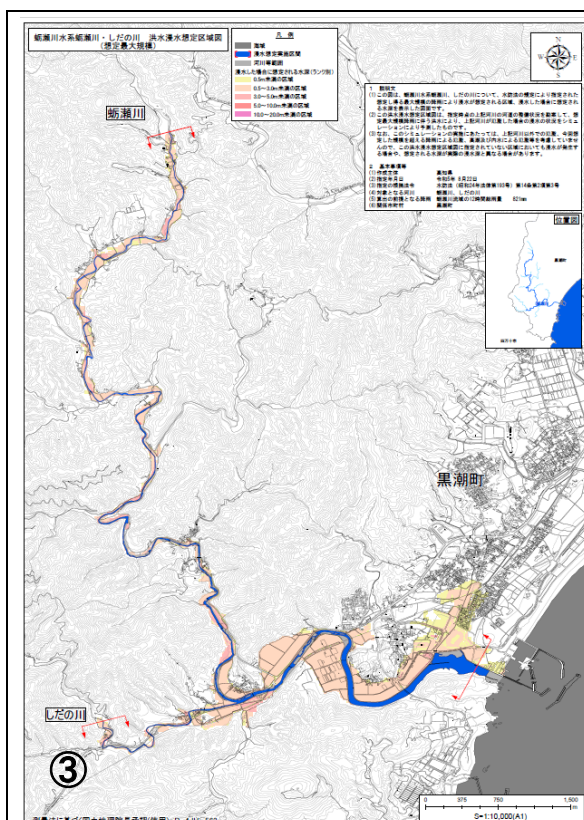
さらに、東日本大震災では河川を遡上した津波が河川堤防を越えて海岸から遠く離れた地域へも甚大な被害をもたらしたという経緯がある。当町では河川流域の沖積層の平野部に人口が集中しているため、海岸部だけでなく山間部でも大きな被害が想定される。

2) 大雨による水害

過去46年間の町の年間平均降水量は2784.5mmと多く、過去46年間では約4,000mm/年を記録した年もあるなど、日本では有数の多雨地帯となっている。過去の観測記録では、1998年に最大日降水量429mm/日を記録しているほか、2003年404mm/日、2004年300mm/日と集中的な豪雨が記録されている。2019年には最大1時間降水量89.5mm/hを記録したこともあり、大雨等で河川が氾濫した場合には大規模な被害がでると想定される。

特に伊与木川流域の12時間総雨量が814mmの最大規模の降雨を想定した洪水想定区域図を見ると、黒潮町佐賀地区の中心部は、ほぼ全域が浸水すると想定され事業者にも大規模な被害が出ると思われる。このため風水害への備えが重要な地域となっている。





高知県土木部河川課 HP より引用

洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

- ① 伊与木川、伊与喜川、市野々川、小黒川、衣川
- ② 伊田川
- ③ 蛸瀬川、しだの川
- ④ 加持川、柳ノ川、猿飼川、本谷川

3) 感染症による被害

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また新型コロナウイルス感染症のような新たなウイルスの出現においても、多くの町民の生命・健康に重大な影響を与え、小規模事業者の経営・事業継続にも支障を来す恐れがある。

(2) 商工業者の状況 (令和6年4月1日現在)

- ・ 商工業者者数 415者
- ・ 小規模事業者数 393者

【内 訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	
建設業	79	76	
製造業	58	55	
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	
情報通信業	1	1	
運輸業・郵便業	6	6	
卸売業・小売業	104	93	
金融業・保険業	5	3	
不動産業・物品賃貸業	6	6	
学術研究・専門・技術サービス業	9	9	
宿泊業・飲食サービス業	62	62	
生活関連サービス業・娯楽業	43	43	
教育・学習支援業	7	7	
医療・福祉	10	7	
サービス業	25	25	
合 計	415	393	

(3) これまでの取組み

①黒潮町の取組み

- ・ 黒潮町地域防災計画の策定
- ・ 黒潮町水防計画、黒潮町国土強靱化地域計画等、諸計画の策定
- ・ 避難空間の整備
(避難道、津波避難タワー、防災倉庫、夜間照明、避難誘導標識等)
- ・ 職員防災地域担当制の導入
- ・ 戸別津波避難カルテづくり
- ・ 防災教育、啓発活動の実施
- ・ 災害備品等の備蓄
- ・ 黒潮町商工会と災害時の応急対策活動等協力に関する協定の締結
(協定年月日：2015年(平成27)年6月16日)
- ・ 自主防災組織の育成、防災訓練の実施
- ・ 住宅耐震化の促進
- ・ その他付随する対策等

②黒潮町商工会の取組み

- ・黒潮町と災害時の応急対策活動等協力に関する協定の締結
(協定年月日：2015年(平成27)年6月16日)
- ・事業継続力強化計画認定制度の周知
- ・黒潮町商工会事業継続計画(BCP)策定、運用
- ・高知県火災共済協同組合、ジブラルタ生命保険(株)、東京海上日動火災保険(株)等と連携した各種共済制度の加入促進
- ・災害備品の備蓄
- ・新型コロナウイルス対策として事務所内感染予防対策の実施
(パーテーション、消毒液の設置等)

Ⅱ 課題

- ①黒潮町商工会(本所・支所)の建物は南海トラフ地震において津波が発生した際には被災リスクが非常に高く、商工会業務を継続するための代替施設を確保する必要がある。
- ②地区内小規模事業者に対し、自然災害や感染症拡大において発生が予想される被害やその対策の周知が十分に出来ていない。
- ③地区内小規模事業者に対し国及び高知県の施策の周知やBCP策定支援事業が十分に実施できていない。
- ④発災時における連絡体制や町内被害状況の確認範囲、被害額の算定方法が不明確。
- ⑤発災時の具体的な対応と行動について、当期職員内で周知徹底や訓練が出来ておらず、職員の防災スキル向上についても課題となっている。

Ⅲ 目標

- ①発災後から長期に亘り事業所支援が実施できるよう、代替施設の確保に努める。
- ②小規模事業者に対し災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、対策を検討支援する。またその際必要に応じて保険会社等と連携支援ができる体制を構築しておく。
- ③国及び県の施策を周知し、特に簡易版BCPである事業継続力強化計画の策定支援を実施する。
- ④発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当町における被害情報報告体制・方法等を明確化する。
- ⑤発災時の初動対応・応急対応の体制を確立する。また、高知県防災士養成講座の受講や高知県商工会連合会に所属する防災士等に協力をいただき、当会職員の防災スキルを向上させる。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに高知県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和年7月4日1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を行う。

〈1、事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップや感染症ガイドライン等を活用して、各事業所が立地する場所の自然災害等リスク、感染症等リスクの周知に努める。
- ・発災時、感染症拡大時の事業停止（休止）リスクを軽減するための取組として、各種損保加入推進、国や県の支援策の周知等を行う。
- ・事業継続力強化計画作成の必要性をセミナー開催や巡回により周知するとともに、計画策定支援を行い、実効性のある取組の推進や効果的な訓練などについて指導及び助言を行う。
- ・今回の新型コロナウイルス感染症の経験をもとに、感染症が社会や経営に及ぼす影響を周知する。また、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT化やテレワーク環境整備のための情報や支援策の提供を行う。

2) 小規模事業者に対する災害対策向け県制度の紹介周知

- ・高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度
 - ・高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金制度
 - ・南海トラフ地震・節電対策融資制度
 - ・高知県災害復旧融資制度
 - ・高知県災害対策特別融資制度
- 以上について周知を図る。

3) 商工会自身の事業継続計画

- ・当会は令和6年9月にBCPについて実効性を高めたものに刷新し、定期的に見直しを行っている（別添参照）。

4) 高知県南海トラフ地震対策優良取組事業認定の取得

- ・現在高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所の認定は受けていない。商工会館被災時において、災害対応を長期的に行うための代替施設の確保と職員の資質向上（防災士資格取得等）が課題となっている。当計画の実行、推進と並行して行政と協議を進め、商工会館被災時の代替施設の確保と防災士資格を持つ職員を育成後、2年以内を目途に認定を目指す。

5) 関係団体等との連携

- ・四国経済産業局や独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し、事業継続力強化計画策定セミナー等を開催する。また、全国商工会連合会と「小規模事業者等のリスクマネジメント支援」に関する協定を結んでいる、東京海上日動火災保険㈱や、各種支援ツールを提供頂いている、あいおいニッセイ同和損保㈱の協力を仰ぎ、効果的な支援や損害保険の紹介を行う。

6) フォローアップ

- ・地区内小規模事業者の事業者BCPや事業継続力強化計画の策定状況を確認し、未策定事業者への啓発、計画見直しが的確に行われているかのフォローアップを行う。

7) 当該計画に係る訓練の実施

- ・前掲Ⅰ現状(1)地域の災害リスクで取り上げた自然災害が発生したと仮定し、当商工会と当町との連絡ルート・手法について毎年度初めに確認する(訓練は必要に応じて実施)。

〈2、発災時の対策〉

発災時には人命救助を第一とし、そのうえで次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

(a) 職員の安否確認

- ・勤務時間内の場合は発災後速やかに職員の安否確認と来訪顧客の安全確認を実施し報告する。また、地域における家屋被害や道路状況等、把握した範囲の大まかな被害情報を速やかに当会と当町で共有し、当会の災害対策本部の設置並びに BCP の発動及び応急対策の実施可否の確認を行う。
- ・夜間や休日の場合は職員自ら身の安全確保に努め、安否情報は緊急連絡網を活用し発災後速やかに報告する。なお、夜間・休日の発災時の職員参集範囲については、事務局長および経営指導員とするが、二次災害の防止を図るため、通行止めや警報が出ている場合は解除後に出勤する。
- ・情報共有、報告、確認等を行ううえでの情報通信手段については、LINE グループ、携帯電話を主に利用して行う。
 - ①職員本人及び家族の被災状況
 - ②職員本人及び家族、周辺家屋の被害状況
 - ③職員本人の出勤経路における道路状況
 - ④その他業務遂行に影響する被害

(b) 商工会施設の被害状況の確認

- ・津波災害や地震による設備の損壊が発生した際には、現在の施設において応急対応を実施する事が困難となる可能性がある。施設の被害状況の確認を事務局長および経営指導員が行い、応急対策が実施困難と判断された場合には代替施設にて応急対策を実施する。

(c) 感染症の発生時

- ・各種感染症が国内で発生した際には、国・県等の指針に従い、感染予防対策を実施する(検温による職員の体調確認・パーテーションの設置・職員の手洗い・マスク着用の徹底等)。また職員や家族に感染者(濃厚接触者)が出た場合については、拡大を防ぐため同指針に従い濃厚接触者の特定や自宅待機等の対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・災害の規模や被害状況等を情報収集し連絡体制を迅速に行い、応急対策を講ずる場合は、当会と当町の間で協議のうえ被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。想定する応急対応の内容は概ね次の判断基準とする。

被害規模の目安と想定する応急対策

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	◎地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ◎地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している ◎被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは連絡網が遮断されており確認ができない	◎緊急相談窓口の設置・相談業務 ◎被害調査・経営課題の把握業務 ◎復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	◎地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している	◎緊急相談窓口の設置・相談業務 ◎被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	◎目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。
 効果的な応急対策を実施するためには、当町が実施する応急対策の活動情報を共有しておくことが重要となるので、被害情報等について以下に定める頻度で共有を行う。

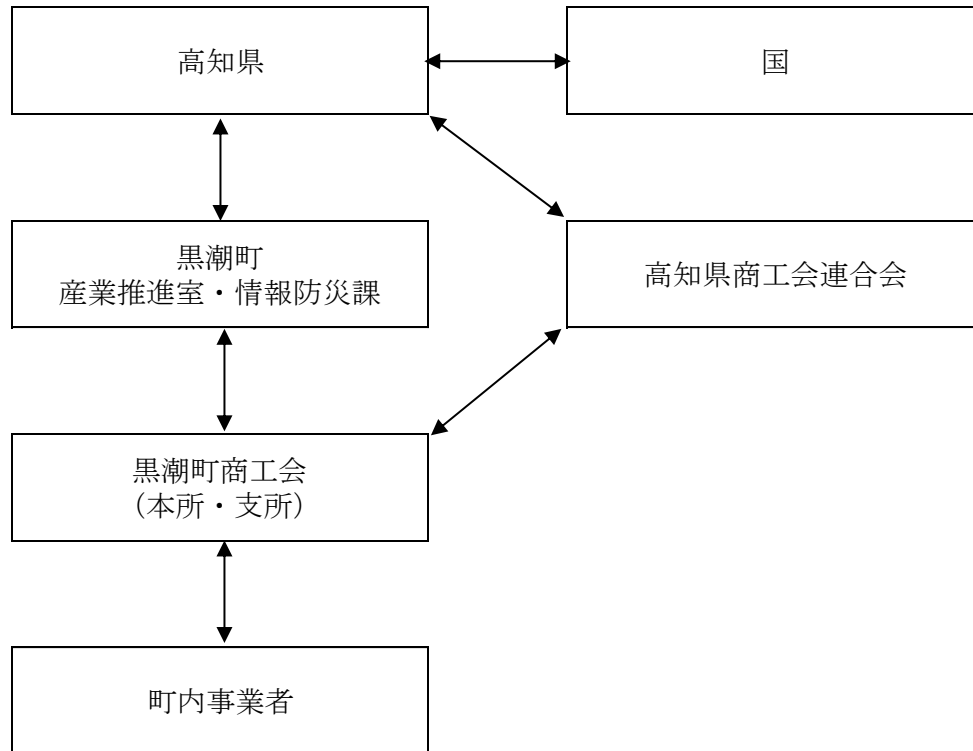
被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に2回（10時、15時）共有する
2週間以内	1日に1回（15時）共有する
1月以内	2日に1回共有する
1か月超	1週に1回共有する

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町に設置される感染症対策本部の方針に則り、当会による感染症対策を行う。

〈3、発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害発災時は、地区内の商工業者及び管内の被害情報について、商工会員並びに住民等の協力を得て的確に収集し、迅速な報告を行うとともに指揮命令についても円滑に行うことができる仕組みを構築する。連絡体制図は以下のとおりである。



- ・地震等大規模な被災地域では、地盤条件が変化し、少ない降雨でも土石流や地滑り等の土砂災害が発生する危険性が増大する。よって当会が実施する被害状況の把握など情報収集の初動対応については、二次災害の発生を抑制するため、土砂災害防止法に基づき国や県が実施した緊急調査結果情報を、関係機関を通じ速やかに共有し、警戒区域等には立ち入らないなど被災地域での活動について黒潮町災害対策本部の指示を確認する。
- ・被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については独自の様式をもって行う。
- ・被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業 BCP 策定運用指針第2版（復旧費用の算定）』に基づき、事業の復旧に必要な費用（再調達価格）を見積もることとする。
- ・当会と当町が共有した情報を高知県の指定する方法により報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を高知県の指定する方法にて当会又は当町より高知県へ報告する。

〈4、応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の設置等については関係機関と相談し対応する。また、国、県が実施する支援施策に従い、依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口の設置に当たっては、安全確保が確認されたあと商工会館（本所）において実施する。商工会館（本所）が被災した場合の代替施設については、関係機関と相談のうえ、早期に確保する。

- ・地区内小規模事業者等の被害状況の把握に努め、災害発生後、事業継続にむけた諸課題を経営者と共有し、速やかにそれぞれの企業の実態に即した支援策・解決策を提言するなど、事業者に寄り添ったきめ細やかな伴走型支援を実施する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や高知県、黒潮町の施策）について地区内小規模事業者に周知する。

〈地区内小規模事業者に対する復興支援〉

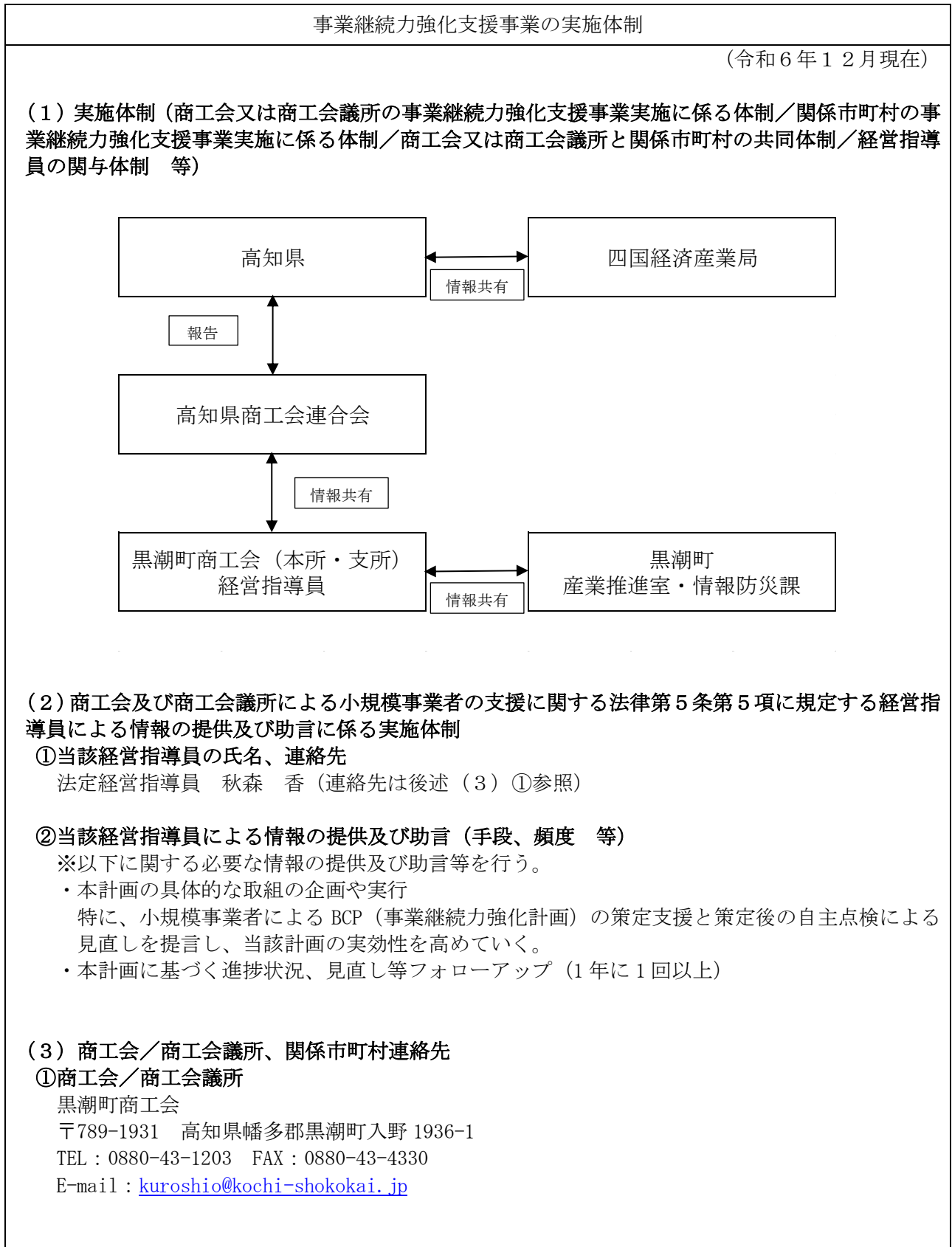
- ・高知県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。具体的には、災害時における中小企業対策としての相談窓口を設置するほか、資金繰り支援を中心とした金融支援や復興にむけた設備資金など県の特別融資制度の活用、信用保証枠の拡大や行政による利子補給、保証料補給などの制度情報を提供し利用促進を図る。
- ・災害救助法、激甚災害法が適用された場合は、セーフティネット等融資制度の開始もあるので金融機関等支援機関と連携を十分とりながら支援していく。
- ・連携する保険会社との情報を共有し、復旧資金の調達に支障が無いよう支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当町・当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を高知県並びに高知県商工会連合会等に相談し対応する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

黒潮町 産業推進室商工係

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地

TEL : 0880-43-2113 FAX : 0880-43-2060

E-mail : sangyosuishinshitsu@town.kuroshio.lg.jp

黒潮町 情報防災課 消防防災係

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地

TEL : 0880-43-2188 FAX : 0880-43-2060

E-mail : johobosai@town.kuroshio.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
専門家派遣費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	50	50	50	50	50
防災、感染症対策費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、町補助金、高知県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

[illegible]